

平成29年度第2回小田原市文化財保護委員会 会議概要

日 時 平成30年3月20日（火）午後2時～4時30分

場 所 小田原市生涯学習センターけやき 第3会議室

出席者 文化財保護委員

相澤委員（委員長）、勝山委員（副委員長）、吉良委員、大谷津委員、岡本委員、鳥居委員、平田委員、松蔭委員、吉田委員

※欠席委員 岩橋委員

小田原市

教 育 長：栢沼教育長

文 化 部：関野部長、遠藤副部長

文化財課：鈴木課長、山口副課長、内田副課長、高橋副課長、三上主査、
下澤主任

生涯学習課：岡副課長

- 1 開会
- 2 教育長あいさつ

（※教育長退席前に委員の方から発言あり）

議事に入るところですみません。教育長さんがいらっしゃるところで発言する機会がないもので、よろしければ情報交換をさせてください。

今まで私の先輩、城の城郭の調査等の先輩からいろいろ伺った話では、文化財保護委員会に教育長さんがずっと同席しておられるということは常にあって、かつ開催が今は年に1回か2回、去年はたまたま3回ありましたけれども、そういう状況なのですが、今まで5年やっているうちの3年は年1回でした。そういう市の文化財に関わるということで言うと、小田原の場合は非常に特殊で、国指定史跡が非常に多い自治体である。それは国指定史跡とは言っても管理するのが地元の小田原市なわけです。そういうような中で、小田原市の文化・教育部分を担う教育長さんにできれば同席していただいて、文化財保護委員会にいらっしゃった上でいろいろ話を聞いていただいたり、場合によっては助言をいただいたりしていただけると小田原の文化財の保存と活用についてもっと話が深まるのではないかと思います。

かつては文化庁に、文化財保護委員会が審議をして、建築条件について国は認めないというところを、むしろ住民の立場に立って国指定史跡地内に2階の木造建てということで文化財保護委員と教育長さんが一緒に文化庁まで行って、こういうこ

となので下の埋蔵されているものに手をつけないということで民間の方の、何でも文化財だから保護で絶対にいけないということではなくて、地元の方の便宜を図ってもらえないかということで、今でもすぐそこに見えます城下張り出しのところとか、お堀の上に2階建てのような家が建てられるようになったとか、保存はされたまま建てられるようになったりということがありますので、非常にお忙しいでしょうけれども、ご都合がつけばできるだけいていただけるとありがたいなと思っております。

(教育長)

ありがとうございます。極力そう意識するよういたします。私たちもいろいろな面で皆様の声をいただきたいですし、勉強させていただきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

3 議事

(1) 協議事項

ア 市指定文化財新規指定候補について

事務局より、資料に基づく概要説明を行った。

【質疑応答】

(委員) 3点目の文書の所有者が個人と書いてありますけれども、これは既に市史に掲載されているので個人名を書いても良いと思いますが。

(事務局) 今回は所有されているご本人のところはまだ行けていないところがありまして、確かに市史には出ておりますが、今回は個人とさせていただいております。

(委員) しかし公になっていることなので、打診している、していないということでは言えそうです。

(事務局) はい。ただ個人名なのでどうかと思い、そこは躊躇しました。

(委員長) そうしますと、これは和田家文書とかいうようになるということですね。

(事務局) はい。

(委員) 調書①の由緒・沿革等のところで、「北条氏の菩提寺である早雲寺の末寺にあたる」となっておりますが、歴史的に言えば末寺です。現在、本末制度というのは制度としては存在しておりませんから、「末寺であった」というのがよろしいと思います。文章等でそのような書き方をしてしまうのですが、このような公的な文章でしたら「あった」のほうがよろしいと思います。

(委員長) 私は絵画を専門にしておりますので、僭越ですが私のほうから少し。名称ですが北条時長開山ということから、恐らく時長像だと思うのですが、こういう

肖像画というのは、像主が変わったりすることがありますので、例えば名称に「伝」と付けて「伝北条時長像」とするのが良いかと思います。例をあげると、神護寺の国宝にもなっております「源頼朝像」とか、「藤原光能像」、「平重盛像」などが教科書に出る時には「源頼朝像」などと出てしまうのですが、国の指定の正式名称には全て「伝」と付いています。時長の可能性は高いのですが、とりあえず指定名称には「伝」を付けるということでいかがでしょうか。

(委員) ちなみに、日本史の教科書からはもう源頼朝像を外していますよね。

(委員長) 外しています。小さな問題なようで大きな問題かもしれないので、これは次の機会に皆さんのご意見を集約させていただければと思います。

また他に内容のところですけれども、下から3行目に「面貌や体軀の表現が全体的に硬く平面的である」という記述はかなり専門的で、「硬い」とはどういう意味なのか分からないところがある。この辺はもう少し一般的にわかりやすく、例えば「面貌は個性的ではあるが、やや類型化した表情もあることから」というのはいかがか。目鼻を見ると何となく典型的であって、その人を直接見てその場で書いたという感じではないというようなニュアンスになり、分かり易いのではないだろうか。

(委員) その表現を直したとしても、最後の文で「時長の在世中ではなく、供養像として」とあるが、絵を見てそこまで踏み込んで言えるのかと思う。

(委員長) 確かに先ほどお話したように、目の前で生きている人間を写したものと、少し時間が経ってそれをまた写したり伝聞や何かをもとに描いたりとか、いろいろな形が肖像画に出てきますけれども、そこまで書く必要はないかもしれない。

(委員) この文は相澤委員長が元を作られた文章なのか、それとも「神奈川県歴史博物館だより」等を見てまとめられたものなのか。

(事務局) 3つの調書全部ですけれども、その他参考となる事項にある資料を元に書いています。

(委員) 今お話になっているのは、情報として要らないのではないかということですか。私は、そこまで分かれば書いたほうがよいと思います。ここでは硬く平面的というのは、類型化された表現を使っているということは寿像ではない証左になる訳ですから、書いてよいと思います。

(委員) 例えば裏書きにあるとか、没後何回忌の供養のために描いたとかいうことが書いてあれば踏み込んでもよいかと思います。一般的に美術の作品を観るにあたって、この作品は亡くなってから描いたのだとか、この作品は生きているうちに描いたというところまで言うかというところがピンと来ないのです。

(委員長) 確かにそういうご意見はあると思います。この画像についてももう少し細かく言いますと、ちょっと類型化しているので実物の紙型を使って描いたということも考えられます。時代は室町の後半くらいで良いということになりますと、

永禄3年(1560年)時長が亡くなっています。ですからこの前というよりも、時代的にはもう少し後かなという付加的な判断が加わってくるところがあります。ですから時代からいっても永禄3年(1560年)から天正18年(1590年)、北条氏が滅びるまでの間くらいかなということが含まれております。ただそんな細かいことを書いてもしょうがないというところがありますので、例えばそういう供養像としての可能性も考えられるとかして、そういうように描かれたと考えられると少し可能性を持たせると良いのかなと、今お二人の意見を伺いまして思いました。これは宿題ということで、次にどうするか事務局にも検討願いたい。

あともうひとつ、「形式に習う」というのは学習の「習」が今書いてありますけれど、これは模倣の「倣」の方が、模倣するというお手本があつて、習うという言い方もあるかもしれませんが、そちらの方が落ち着くかなと思います。

それからその他参考となる事項というので、例えば「図録『戦国大名北条氏とその文書』」に解説があれば解説番号を載せるとか、それから次の「神奈川県立歴史博物館だより」というのみなので、どんな記事にこれが載っているのかという記事の題名なども付け加えておかれるとより良いと思います。

(委員) 土地勘がなく場所が分からないので、ここですという地図を出しておいていただけると大変ありがたいです。調書②の酒匂の上輩寺についてもそういう情報があるとありがたいです。

(委員長) これは調書と直接関係がないかもしれませんが、付属資料を用意いただければと思います。

それでは調書①については、皆さんこれを読んでおいていただいて次回の時にご意見をいただければと思います。

それでは調書②ですが、上輩寺の五輪塔群についてはいかがでしょうか。

(委員) 「台座、基壇を伴わず」とありますが、一番下の四角いのは台座なんですか。

(委員) 上から5つあるものの下に、台座と基壇はあります。四角いものは地輪と言います。

(委員) 感想みたいな感じですけども、一番左の3号だけ石が新しそうに見えますが、途中でやり変えた可能性もゼロではないと思うのですがいかがでしょうか。その辺も調査報告書があるんですね。

(事務局) 調査報告書はないです。その辺は、前回も城内の古碑の時にも別途先生に見ていただいたのですが、恐らく安山岩だろうというふうに思うのですが、石質は実際のところまだ分かっていないところがあります。また、平田委員に調査をお願いできないかと考えているところがございます。

(委員長) 五輪塔の場合は、地水火風空がばらばらになってしまっている方が多いので原型復元が難しいところがありますが、新しい時代のものが入ってしまってい

ると解説か何かを書かなければいけないということがあるかもしれませんが、この場合はいかがでしょうか。

(委員) 前もこの件で話が出た時に、すでに調査がされているとおっしゃっていませんでしたでしょうか。

(委員) あそこは上輩寺、中輩寺、下輩寺と3つありまして、宝篋印塔があるのは中輩寺でしたでしょうか。

(委員) いえ、同じ酒匂の大見寺です。大見寺の方が割と新しいですね。私も、上輩寺五輪塔を早く指定というか審議をした方が良いのではないかと申し上げていて、小田原市指定文化財の候補ということですが、その頭の小田原市ということが妥当なのか、この五輪塔は箱根の石仏群、曾我氏族の供養塔で五輪塔がありますけれど、全く同型、同規模という立派で、違うのは年ごとの記名がないということだけです。精密に五輪の傘の部分のカーブや反り等を測った人がいて、それで言うともまさに、石仏群の方は国指定ですが、それに匹敵するものが眠っているので早く審議してもらいたいという意図で前に何回かお話ししているのです。今回は市指定の文化財ということで審議して市指定になる、それは市指定されないよりも良いのでしょうか、五輪塔の姿、形、特徴からすると非常にすばらしい五輪塔なので、市が指定してしまうと県は安心してしまいうでしょうし、国も安心してしまいうでしょうということなので、それは後の問題になるのですが、要するに県指定は県がやる、国指定は国がやるというようなものでもないわけです。やはり地元で文化財にかかる委員会があるわけですからそういうところできちんと審議して、これは県指定に検討してもらおうとか、これは国指定ということで国に検討してもらおうとかいうようなことも含めて協議をするのもありの中でやっていただけたらなと思うのです。これで市指定文化財候補ということで、そのままやはりこれは素晴らしいなということで市指定文化財ということで、はい決まりましたということだけとはちょっと違うような気がしますね。

(委員) 市指定になったから県指定にならないっていうこともないし、後に重要文化財や県指定になるものを、地元で何の文化財指定もしていないということの方がむしろおかしいと思います。だからやはりきちんとした情報を持って指定に該当するものは然るべき措置を行うというのが文化財行政の考え方だと思います。

(委員) そういう意味では早く然るべき処置を講じた方が良い対象ということで、土台もないことだし、基壇の部分もないことだし。

(委員) この部分はもともと付いているかいないかは分かりません。

(委員) と言うか、これは非常に下が不安定な状態です。今の時期だとパサパサに乾いてしまっていたり、どう下を整備した方がいいかどうかは別の話ですが、こ

んな優秀な五輪塔が何の説明なしで置かれているということではまずいので何回かお話したのですけれども、それが手っ取り早く市なら市で指定されるならばその方が良いということなのか、それとも、作品としてと言ってよいのかどうか、建造物としては非常にレベルが高いので、その方向も含めて検討した方が良いのではないかなと思うのですが。

(委員長) 確か蓮台寺の真教坐像というのが修理後にいきなり国の重要文化財になってしまったという例があります。また、意味合いとしましては歴史的な考察みたいなものを加えるという時には、やはり箱根石像群との関係は重要だとか、そういうような文章はまた少し考える必要があるかと思います。一般的な話ですと、この頃、県は市の指定から県に上げていく傾向もあると伺ったことがあります。だからいきなり県でというよりも、まず市の指定にしておいてくださいみたいなことで、上の方にずっと持って行くということもある。これは絶対的なことではないと思いますけれども、ただ市の指定にしてしまったら県は指定しないということはない訳なので、やはり市の文化財保護委員会としたら、まず市の指定からというようなことも必要だと思います。

(委員) 最初に言ったのは、一回収まるところに収まってしまうとなかなか次に動き出すのが難しいものですから。ただ、この市の文化財保護委員会での審議の中にはそういう要素も考慮しながらやっていくという、その意味で物をきちんと見るとか比較するとか、場合によってはもし来年、ここを見に行くのであれば箱根石仏群のところ、行かなくてもその傾斜や反りの角度、寸法といった細かいデータを見て、時代的にも全く同系列であるというようなことが比較できれば一番良いと思います。

あともうひとつは、箱根の石仏群を作った集団というのはある程度わかっているわけです。小田原市の酒匂の時宗の寺がその拠点になっていたであろうということがあって、その時宗の寺にこの箱根の石仏群と同じ五輪塔があるということの意味は、逆に言えばこっちが拠点であって、そこで作ったりということがあるわけだから、そういう意味では小田原が石仏群の発祥・拠点というふうな意味でも非常に意味があるのではないかなと思います。

(委員) 今、時宗の石工集団とおっしゃったけれども、真言律宗です。だから時宗に付属する石工集団ではないです。今おっしゃられた小田原が本拠かもしれないということは成り立ちません。

(委員) それはまたちゃんと文献で比較して、そう書いたものもあるので、またそれは後で具体的に資料を出しながら、来年度に話をすることになるかと思います。

(委員長) 調書②の内容の上から4行目の「完全にそろっているものとはいいたい。」という文章は、もう少し言い方を工夫されたほうが良いかと思います。例えば、「当初からの組合せではない」としてはどうでしょうか。今のままだと意味が

わからないと思います。

(委員) 造立当初の組合せではないということは、今後県とか国の指定は厳しいかもしれないです。造立当初のままであるならばそれは非常に重要な資料ですけれども。

(委員長) その辺の文章はまた次の回には練っておいてください。また、参考資料のところももう少し詳しく書けたらと思います。それから出版年があるところとないところがあるので統一していただきたい。また二重括弧(『』)のところについても、内容の一番下の小田原市史通史編のところは何もないのだけれども、下の方の「その他参考となる事項」では二重括弧が付いているのでその辺の体裁を整えていただきたい。

(委員) この参考文献のところに、県の調査ではないけれども調査しているので、その論文を私の方で調べた後で事務局にお伝えいたします。

(委員長) 確かに学術的な部分も少しプラスしてもいいかなと委員の方から意見が出ております。ですからそれは相談しながらお願いします。資料②はよろしいでしょうか。

それでは次の資料③ですけれども、これはどうでしょうか。「北条氏康朱印状」と「北条家定書」ですけれども。名称などのところからもこのような名称で良いのか。それとも和田家文書と、並べた形にするのか。いかがですか。

(委員) 「伝来家蔵文書 紙本墨書 状・捲り」というのはロール状態になっているということなのですか。こういうのはむしろ一紙というような言い方で、それが「掛幅」になっているとか「卷子」になっているとか文書作成当初の形態ではなく、後の情報ですから区別してください。数量を入れるところがあれば入れておいた方が良いでしょうね。調書の員数も「2点」ではなく「2紙」ですね。

(委員長) 今までの指定はどうですか。

(委員) ちゃんとしています。今日の資料は員数を「2点」ではなく「2紙」にしておいた方が良いでしょうね。

(委員) あと②の「北条家定書」ですが、この文書というのは成立の背景がわかっているものは書いた方が良いでしょう。「北条氏が、相模中嶋の小代官・百姓中に」とありますが、これは豊臣秀吉が北条氏を攻めるという情報が入ったことによって、領国内に動員令を出したのです。ですから「秀吉の北条攻めに備えて」とか、そういうようなことを入れた方が良いでしょう。そのあたりは事務局の中でも相談してやっていただいたら良いでしょう。総動員令として有名な文書ですから。

(委員長) 資料の中の時代というところに、今、戦国時代と入っているのですが、戦国時代という言葉は時代区分にもありますが、時長像は室町時代というふうにあって、言っていると切りがなくなってくると思うのですが、わかりやすいの

は戦国時代ということをお願いします。

(委員) 成立の年月日がわかっている文書は、例えば天正15年とか、年を書いておけばいいような気がするのですが。

(委員長) でも一般の方はちょっと分かりにくいではないですか。やはり何とか時代と言った方が。市指定の時代区分もあるかもしれませんが、統一できないところは当然出てくると思うのですが。

(委員) その辺は、なかなか難しいでしょうね。

(委員長) 歴史の方は桃山時代とは言いませんからね。ですからこの辺も難しいところがあります。ここをこだわっていると切りがなくなってしまうので、こういうところは慣例に合わせてということの良いと思います。

他にいかがでしょうか。調書①、②、③全体のことでもよろしいですが。

(委員) 3点の説明をいただく前に事務局で話がありました。毎回出てくるんですけども、資料1-1の市指定文化財の指定の流れというところの一番最初の指定候補物件の選定(調書の作成等)、そしてその右横の黒丸の一番上のところですけども、その2行目のところに教育委員会関係課による調査・選定(報告・意見聴取)というのは、関係課というのは文化財課と生涯学習課も含むのですか。

(事務局) 文化財課と生涯学習課の学芸員です。

(委員) この調査・選定という部分で言うと、昨年度、一昨年度にも、先ほどお出しいただいたこの裏表の候補物件一覧表というのを、平成27年度にもこちらで要望して確かお出しいただいていると思うのですが、その時の話の中にも入りましたし、平成28年度の3件の指定検討の時にもかかる話なのですが、一番わかりやすい昨年度で言うと新光明寺の阿弥陀如来坐像について、市の方でここにあげたわけです。手順で言うと一番目の手順であげたのが平成27年度の文化財保護委員会であげて、平成28年度、昨年度の1年を通じて2回目は現地を見た。でも新光明寺については修復されてしまっているんで、新光明寺を除いて寶金剛寺と城内本丸南裾の板碑を見学して検討したわけですよ。その時に新光明寺の修復というのが、候補であげてはあるのだけれども寺の判断で修復が進んでしまっていた状態、最初は(候補で)出そうとしている状態だったのか、もう終わってしまっていたのか。そういうようなことがあるので、その時の委員会の話の中にもこういう候補があがっているものについては、順次、どういうふうに検討していくかということはこの委員会でも検討していく必要があるだろうという話が出たのと、そのさらに1年前にこの一覧表が出た時にも他に付け加える情報とか、物件とか、それからこれを今後どういうふうに扱っていくかについても、文化財保護委員会の中でいろいろな意見交換をする必要があるのではないかという話が出たと記憶しているのですが、こ

の調査・選定というのが所轄の課の専権の内容なのかということに限定して、ここに書かれていることを読み取ると理解できるのだけれども、これがちょっと幅を広げて文化財保護委員会で情報交換する中にあげてくるとか、場合によってはあがっているものについても、これについては早々にやった方が良いのではないかとか、というような話も含めて文化財保護委員会という場もそういう場所であろうと思うのですけれども、その辺についてはどうなのかなと思うのですが。

(事務局) 過去に、文化財保護委員会は諮問機関であるので、候補の選定についてはまずは市であげてくるべきではないかということで保護委員会で決定したというふうに聞いています。ですからこのとおり進めているのですが、それでもこちらの委員会の中で議論したいということであれば、また会としてお決めいただければ良いのではないかと思います。

(委員) 例えば今回この3件がいくつかの候補になったというのはどういう経緯ですか。

(事務局) 一覧表をもとに学芸員等とも協議した中で、緊急性とか貴重性、そういうものを見ながら、この3つで良いのではないかと結論付けたということです。

(委員長) 文化財保護委員会とは諮問機関だから、基本的にそのまま市で出していたくということは良いと思うのです。ただ、今回の資料も提案される段階で、私たちの中で、この分野は何委員さんとか、一人ではなく複数の人間を入れて相談があつての話なのです。ですから、今おっしゃられるように、かなり事前の調査は慎重にやられて提案されているわけで、それを市が出していただくことは一向に構わないと私は思うのです。慎重を期すために事前に調査されているので、やり方としてはきちんとしていると思います。むしろこの会議で専門が違う人を交えて1件1件やるとなると、文化財保護委員会をあと2回位増やさないとこなしきれないと思います。

(委員) 委員会を開くか開かないかは別として文化財保護委員はいるので、例えばここに候補があがっていても、名称があがっていても、備考欄に書いてあるのと書いていないのとあるわけです。そうすると文化財保護委員会が開催された時に、今は年1回、せいぜい2回なのでその辺も心もとないのですけれども、こういうものについての文化財保護委員同士の情報交換というか、委員会の中の情報交換、整理みたいな、これは事務局がというよりは、委員会は諮問機関であるというのは大前提ではありますけれども、そのための情報を共有するというのもやっていく必要があると思います。

(委員) この一覧表は文化財保護委員会の委員がそれぞれ求められて提出したものですよね。だから、そういった意味では随時、保護委員会というのはこの資料を増やしていけるという立場にあると思います。だから松蔭さんの言うように新

しい資料というものを提案していけば良いのではないかと思います。その後は、教育委員会の方でいろいろと協議してもらえば良いと思います。

(委員) 例えば今回の調書レベルを、ある程度この候補について表現がどうだ何だとか言うよりも、内容とか沿革がわかるようなものにすでにまとまっていて、それに目を通せるというような状況はあらかじめ作っておくとか。3つ検討しますよというような段階で初めて出てくるよりも、そういうものの内容とか、あるいは今後、いくつかあがっているものの中で市としてはどういうふうを考えているのかというようなことも含めて、そういうようなことがアナウンスされていけば分かり易いのではないかと思います。

それは市指定だけではなくて、国指定史跡の候補というのは、例えばここ3年で、石丁場、大堀切東の南端、大堀切西、百姓曲輪、旧内野醤油店、今年度は、3年で5件くらいあります。その中で緊急的に必要が生じたというのは百姓曲輪を住宅開発のために発掘したことで、今までよく分かっていなかった堀の存在が出てきたので、大外郭の内側に入っている特異な曲輪だけれども、規模が大外郭のお堀と同じくらいの規模が出ているというようなことでやられたのでしょうけれども、その他の4点についてはもう既にある程度の方向を踏んでいるはずだけど、一切その情報が出てこないまま具申案が市長から突然出てきて、見学に行きますみたいな話になっております。そういう部分も含めて事務局、文化財課で検討しているそういうような方向と文化財保護委員との情報の共有みたいなものがもうちょっとあっても良いのではないかと、共有だけではなく情報交換とかというのがあっても良いのではないかと思います。

(事務局) 保護委員に対する情報提供の仕方の話は前回の委員会でもありましたので、それは最後のその他のところで少しお話をさせていただければと思います。

(委員長) 確かに共有ということは大事だと思います。今、岡本委員も言われたようにこれは我々が出したリストですので、恐らく説明の資料なども付けて出したのだと思います。ですから備考欄も増やしていただいて持っている重要性なども少し書き足していただいた資料を作っていただければと思います。

それでは、この3点に関しましてはこれでよろしいでしょうか。それでは事務局は以上のことを踏まえまして、次回の文化財保護委員会に向けて候補物件について所有者等の更なる協議や調書等の作成を進めていただけますようお願いいたします。また委員の皆様にもご協力をいただくこととなりますけれども、引き続きどうぞよろしくようお願いいたします。何かご意見がありましたら事務局のほうにご意見を寄せていただけたらと思います。

それでは続きまして(2)の報告事項のア、資料2ですけれども「国指定重要無形文化財の指定・認定について」ということをございます。事務局から説明をお願いいたします。

(1) 報告事項

- ア 国指定重要無形文化財の指定・認定について
事務局より、資料に基づく概要説明を行った。

【質疑応答】

(委員長) つまり小田原市在住の方が認定をされたというご報告ですけれども、いかがですか。

(質疑なし)

それでは次に参りたいと思います。報告事項のイ、資料3『市指定史跡「稲葉一族の墓所」復旧工事の終了について』事務局から説明をお願いいたします。

- イ 市指定史跡「稲葉一族の墓所」復旧工事の終了について
事務局より、資料に基づく概要説明を行った。

【質疑応答】

(委員長) これは倒木で被害を受けたというので、非常に突発的な事故だったので事務局も苦労されたと思うのですが、復旧ができたということなのですから、これについて皆様の方からご意見ありますか。

私の方から補足させていただきますと、最後の平成29年9月10日に墓前祭というのがありますが、お寺様の方ではこれにぜひ復旧を間に合わせたいという時間的なリミットを設けられたということで時間との戦いがあったということも伺っております。

これについては何度か保護委員会でも審議をしておりますし、現地視察もいたしました。その時にいろいろな意見が出たのですが、記録を事務局の方で作っていただいた方が良いと思います。この資料2枚で記録ということではなく、石塔も実は欠けてしまったりということも出てきており、どんなところがどうなってしまったのかということ、これは検証するのが難しいところがあるかもしれないけれども、しかし、今ここで記録しておかないとまたわからなくなってしまうということもありますので、報告書というものではなくて、記録として文書で、そして写真ですね。ここの部分がこの時点で明らかに欠けてしまったとかいうようなしっかりとした記録、そんなに厚い印刷物でなくても構いませんので、ここのところはきちんとやっていただければと思います。

(委員) 平成28年10月に「民間の財団による文化財修復助成金制度を紹介いただき、来年度の申請に向けて」と書いてありますが、これは実際やらなかったのですか。

(事務局) これは徳川財団というところから情報をいただきまして、実際にはいただいています。

(委員) それは書いていないではないですか。

(事務局) 役所経由ではなく、紹太寺さんが申請されて、直接お寺さんの方に行っています。

(委員) そうすると工事の275万6千円の市補助額以外の残り、また他がどの位かわからないですか。

(事務局) 市が補助額を半額出していて、徳川財団が100万円。その残りがお寺さんのご負担ということになります。

(委員) それについてよろしいですか。平成26年8月に倒木の撤去、墓石の復旧合計で600万円が想定されていて、その後ずっといろいろなさって、最終的に平成29年に工事費が約275万ですね。ですからその経緯を添付してくださると、実際になぜ600万円がこの位の金額で済んだのかということがよくわからなくて、安くあがってちゃんとできればそれに越したことはないのですけれども。少し添付資料が足りないのではないかという気がいたしました。

(事務局) 資料が足りず申し訳ございませんでした。600万から275万に下がった理由ですが、実際の倒木の撤去と墓石の復旧工事で600万円かかると言われていました。それが平成28年8月に市民の有志から倒木の撤去を行いたいと申し出がありまして、倒木の撤去については何もお金がかからずボランティアさんがすべて行っていただいたので、実際の工事費は墓石の復旧のための工事費になりました。それでこの金額で収まったということです。

ですから、残りの差額は倒木の撤去費用の見積りになります。

(委員) この文書の中で統一性を持たせないと。これは伊藤正義教授のことを書いていらっしゃる。しかしその結果が出てこないのだからこれは書かなければいけない。

(副委員長) 当初からこれは資金が問題でなかなか手が付けられなかったのですよね。それで木が乗かってしまって、下がどうなっているかわからない段階での、600万円という見積りなので、その後の見積りはどの位だったのか、そういうのを含めて情報として入れた方が良いのではないかと思います。今の助成金額もこうですと。こういうことはこれからもまた起こりうる可能性があるでしょうし、今回、徳川文化財団からこれ位だから、もう少し国だとか市とか県とかいろいろなところからお金が出るかと思っただけでなかなかそうではないみたいなので、やはりそうすると今回の資金繰りだとか見積りだとか、そういうものの数値とか集めて入れておくと良いと思います。

(委員) そうですね。市の補助金は総工費の半分となっていて、この徳川助成財団からもらっているのですから、それを除いた半分、実質施主が払った半分という考え方も可能ですよね。

(事務局) そのような考え方も可能ではありますが、市の要綱としては総工費の半額までとなっております。

(委員) せっかくの市のお金なので、他に回す方法もあったと思うのですが。

(委員) やはりきちんと経費について出された方が、後々、ノウハウが蓄積されていかないと、結果だけがあつて、これはどのような努力をしてこのようなことになったのですか、ということが残らないということは大変残念で、ノウハウを残した方が私は良いと思います。

(委員長) 今、意見が出揃ったところでありますけれど、この資料の2枚、3枚ですけれども、急いでこの会議のために作られたということもあるかもしれませんが、やはり予算とかいろいろな金額も含めてきちんとした記録というものを作ってください、これは宿題ということで委員会としてはお願いしたいと思います。

(委員) 前にもお話したのですけれども、これは市指定の文化財なので、今日いただいた『小田原の教育』について文化財課の事業の市文化財保存管理奨励金とか保存管理そのものについての事業をやっておられるけれども、今回鶴見大の星野先生とか伊藤先生がここに関わりを持たれたのは小田原市のアドバイスがあつてのことなのではないでしょうか。

(事務局) 星野先生と伊藤先生ですけれど、復旧の専門家をご紹介いただきたいとまず県の方に確認しまして、最初は別の先生でしたけれども、星野先生をご紹介いただきました。そこで相澤委員長にもご相談させていただき星野先生がよろしいのではないかとということでお願いをしたという経過があります。

(委員) 今言われた記録の問題もそうですけれども、こういう時にどういう機関との連携とか、市のアドバイスなど、いろいろな県のほうに聞かれたようで、本体の紹太寺さんがなかなか腰を上げなかったという経過もあるのですけれど、蓋を開けてみたらこれでできてしまった、ということがあると、もう少し紹太寺さんも見通しを明るく持てるような方向で誘導してあげるとか、個人所有なのだけれどももともとは市指定なので、文化財の修復ということになればそれなりに専門の知識が必要だということと、専門のアドバイスをしてあげるような形でやっていければ良いかなと思っています。復旧したというのは、このお二人がいらっしゃるから安心して、市のほうはチェックしないでオッケーよという話ですか。

(事務局) チェックはしています。当然、星野先生が行かれた時には全て一緒に立ち会っていますし、その前の史跡の修復に当たって、図面は石畳のナンバリングから全部取っています。

(委員) 今後のことで言うと、先ほど五輪塔でも出ましたけれども、崩れる前に寸法などの記録の保存があれば一番良いのです。

そういうものを検討していく必要があるのではないかと思います。

(委員長) この件につきまして市は、最初の予算関係のところがあるので動きづらかったということがあるかもしれませんが、紹太寺さんのお立場があつてなかなか難しいところがあったのだと思いますけれども、ひとつ今後の教訓としていただきたい。また、あれだけむちゃくちゃになってしまっているのに、何とかすぐ補正予算でも付けてやらなければいけないという形だったとは思いますが、それは外から見てのお話で、中の方々は皆さんご苦労なさったとは思いますが。そういう点でも記録はしっかり残しておくということをお願いしたいと思えます。

それではご発言も尽きたようですので、続きまして報告事項のウ、『市指定天然記念物「長興山の枝垂桜」の一部枝おろしについて』事務局から説明をお願いいたします。

ウ 市指定天然記念物「長興山の枝垂桜」の一部枝おろしについて
事務局より、資料に基づく概要説明を行った。

【質疑応答】

(委員長) 勝山委員いかがですか。

(副委員長) 残念ながらなかなか元気にならず、樹勢回復に至らなかったのも、また、上の方のかんざしの部分は完全に枯れてしまいました。

(委員長) 写真は良くわからないのですが、この枯れたところが危ないので。

(副委員長) 危ないですし、残しておくよりは切ってしまったほうがよいだろうということですが。

(委員長) これについてご質問はいかがでしょう。

(委員) 前にもお話したのですが、今回上を切ったのですけれども、やはり根本は根なので加藤さんという樹木医の方から対処の仕方アドバイス等はなかったのでしょうか。

(事務局) 今のところは特にはありません。ただ見守るということでした。

正確に申し上げますと、昔、加藤さんは加藤林業さんという名前で、加藤樹木医が入ったのですが、その後、加藤樹木医以外の樹木医がいるということで、加藤さん自身は現在は巡回調査で行って樹勢を確認するだけで、他の造園業者さんも入っているということなので差し出がましいことは言いませんというお話をいただいております。

(副委員長) まだ栄養剤の注入は、あの樹木医さん、造園屋さんがやっているのでしょうか。5、6年位前にそういうことをやりたいと言っていました。

(事務局) ちょっとはつきりしないのですが、また違う方だったような気がします。確認します。

(委員) 勝山先生だったらこうするという方法ありますか。

(副委員長) そこまではわかりません。

土壌改良を昔やられましたよね。ここに踏み込まないようにしたり柵もやったし、それから猪が入ってくるようになったら板垣もやって、今も人が入ってここを踏み固めてしまうとかそういう状況ではないです。それから土壌の入れ替えみたいなものも少しやっていました。だけど本体の途中にサルノコシカケみたいな腐朽菌が出てきているから、だいたいの木の本体が枯れている部分が多くなっている、そこが腐朽していることも事実なので、どの程度回復しているのなかなか見えませんね。

(委員) 私も果樹を栽培しているのですけれども、木の根っここの勢いもさることながら、木の根っこに付着している菌が木に栄養を供給する後押しをしているということが大原則であるわけです。そういう意味では栄養剤を入れるというのは、風邪で栄養剤を入れるというレベルの話で、体そのものが活性化するような根本の対処をしていかなければならないと思うのです。だから土壌菌群を非常に優良な状態にしてあげれば木も負担が少なくなって、自分の中に栄養を取り込もうというようにするのが大原則ではないかと思うのです。

(委員) これも先ほどの稲葉一族の墓の種類の話ではないですけど、この枝垂桜にどういう対応をしてきたかというのを記録しておいたほうが良いのではないのでしょうか。あと、桜というのは寿命はどの位なのでしょう。永遠に生きていけるとはとても思えないのですけれども。

(副委員長) エドヒガシは結構長生きして、これよりももうちょっと大きい桜もありますし、1か月前に新聞か何かで桜をやっている方の話が出ていましたが、やり方によってはもう少し長生きさせることもできると言われています。

(委員) そこをどういうふうにして、どういうふうに対応していくかということもあると思うのです。生き物ですから。延命措置をどこまでやるかですね。

(委員長) 今はどこの市町村でも指定の樹木がみんな枯れてきてしまっていてどうしようかと共通の問題になっていますね。ただどこもあまり上手い策が見つからないというのか、いろいろなことを試せば良いのかも知れませんが、予算はあることでしょうし、どこまで市町村が関わるかという問題もあり、また個人の所有というところもあり非常に難しいところです。

(副委員長) 小田原市でもそうですが、やはり戦後少し経ってこういう文化財保護法みたいなものが整備された中で、こういう大きい巨樹が天然記念物として指定されるというブームがあったみたいなのです。その頃、大体若い木は指定しないで一番の老木を指定しているわけなんですけど、それから大体40年から50年位経って、小田原市の場合やはり厳しいのは、あそこで枯れた白木蓮もそうですけれども割と短命な木を指定されたこともあると思うのです。それはやはり

もたないですよ。杉だとか、もっと大きくなるような楠の木だとかはまだまだ大丈夫だということは結構多いと思います。そういう意味で、桜あたりは比較的これはエドヒガシだからいいけれど、大島桜とかソメイヨシノとかだったら寿命になってくる、本当の意味でやはり厳しくなる。だから枯れてきているんです。小田原市でもこの10年間位でずいぶん枯れて、私が文化財保護委員になって、樹木を指定したことは一度もなく解除ばかりしている。ですから、そういう状況であるということは確かなのです。

(委員長) 今まででもいろいろと議論したこともあるんですけど、お寺さんと密な情報交換をしながら進めてください、というのがいつもの締めの言葉になってしまっていますが。

それではこの枝おろしの件につきましてはよろしいでしょうか。

それでは次の報告事項のエ、『市指定史跡「明治天皇宮ノ前行在所跡」の整備について』事務局から説明をお願いいたします

エ 市指定史跡「明治天皇宮ノ前行在所跡」の整備について
事務局より、資料に基づく概要説明を行った。

【質疑応答】

(委員長) 何かこれについてご意見ありますでしょうか。

(副委員長) 大して広い場所ではないのです。だからそこに地元の人たちも何かの記念だと言って色々なものを植えてすごい状況だったのですけれども、正面に残っている梅の木などは周りの木に日よけされて枯れそうになっていたり、そういう状況だったので、お金が付いたので思い切りやっしまおうということだと思います。

それであと今後ですけれども、大きくなる木を植えるときついですね。土地も狭いですし周りに人家があるので、すごく成長が早くて大きくなってしまいうような樹木を植えると、多分すぐに毎回色々なことを言われたり、また手を入れなければならなくなったりするので、あまり大きくならないものを中心に地元の方々が楽しめるようなものを植えられたら良いのではないかと思います。自然の緑地を拡大するような広さがあるわけではないので、私やお城の楠の木をやられた造園の方などにも見ていただいて、この木は取っておいても良いけれどこの木はもうやめておいた方が良いのではなどと選んで、かなり切っても形が良くて、そういう状況の中でも何とかかなりそうなものは若干残したという形で、あまり大きくならないものを費用の範囲内で補植していくということになるのではないかと思います。

(委員長) 2枚目の写真などを見るとずいぶんさっぱりしましたね。

- (委員) こういう植栽などは、どなたが管理していらっしゃるのでしょうか。
- (事務局) この土地は市の土地になっていますので、管理自体は地元の自治会の方に定期的にお掃除をしていただいているような状況になっています。今後の木の管理については、そこまでは自治会にはお願いできないので、市の嘱託員がやっていくことになるかと思います。
- (委員) 自治会で協力していただけることになると一番嬉しいですね。
- (事務局) そうですね。どこまでやっていただけるかはまだわかりませんが。
- (委員) ツツジも油断しているとすぐに大きくなってしまいます。
- (事務局) ドウダンツツジを今考えていまして、だからそんなには大きくならないとは思いますが。
- (委員長) その他いかがですか。よろしいですか。
- それでは今度は資料の6です。『小田原ゆかりの優れた建造物「岩瀬邸」の茅葺屋根葺き替えについて』説明をお願いいたします。

オ 小田原ゆかりの優れた建造物「岩瀬邸」の茅葺屋根葺き替えについて事務局より、資料に基づく概要説明を行った。

【質疑応答】

- (委員長) いかがでしょうか。何かご質問ありますか。吉田先生いかがですか。
- (委員) これは私も拝見いたしました。たくさんの見学者がお見えになってびっくりいたしました。よかったです。はす向かいにも蔵がありましたね。いくつかあの辺は雰囲気の良いのがありましたね。
- (事務局) 茅葺の家が二軒あります。
- (委員) この補助金はどうやって決めるのですか。
- (事務局) ゆかりの建造物の補助要綱というものがあります。
- (委員) でも国の登録ですよ。
- (事務局) 国の登録でもあるのですが。
- (委員) 違うのですか。小田原ゆかりの優れた建造物の補助要綱なのですか。
- (事務局) はい。なおかつ国の登録なのです。国の登録はその助成制度がないので、小田原ゆかりの優れた建造物というのは登録制度ができる前にできたものです。
- (委員) それは何パーセントですか。
- (事務局) 工事費の半額で、上限が300万円と決まっております。
- (委員長) よろしいでしょうか。それでは協議事項、報告事項ともご協力を得まして全部終わりましたけれども、最後にその他ということで事務局の方から説明をお願いいたします。

(3) その他

ア 文化財保護委員への情報提供について
事務局より、資料に基づく概要説明を行った。

【質疑応答】

(委員長) いろいろとご事情もあると思います。しかしタイミングというものもあると思いますので、適当な時期を得て公開をしていただければと思います。

何かご意見ありますでしょうか。

(委員) 一番最後に言われた城跡については城跡整備委員会があるので、そちらで報告するということですか。知る限りでは城跡整備委員会というのは江戸時代小田原城の二の丸を外苑にして、その具体的な整備についての話し合いをしているというふうに認識しているのですけれども、違いましたでしょうか。

(事務局) 小田原城跡全体と、あとは史跡石垣山と史跡江戸城石垣石丁場跡、この三つを所管する形でその調査と整備について諮問して答申いただくという諮問機関の位置付けになっていますけれども、史跡の指定につきましても第一次的には史跡小田原城址調査・整備委員会のほうで報告させていただいておりますので、なるべく先ほど委員長からもありましたように時宜を得た形で、文化庁との兼ね合いもございまして、例えば申請が1月なんですけれども、第1回目の申請が1月で、文化審の答申が6月で、官報告示が10月頃という形で、できれば文化審の答申の直前くらいですと、皆さんに何らかのお示しできるタイミングがあれば、多少調査・整備委員会と前後しても報告をし、情報は共有していきたいと考えております。よろしくお願ひしたいと思います。

(委員) 前にも江戸時代三の丸の発掘等でそれについて整備という話をしたら城跡整備委員会は二の丸までだというようなご返事が返ってきたのですけれども。

(事務局) それはそういうことではないと思います。

(委員) 大外郭全域を含めてということでしょうか。

(事務局) はい。

(委員) そうなると城跡・整備委員会というものの性格というのは小田原市が設置したものなのだけれども、文化財保護委員会というのは国の法律に基づいた末端の各自治体が設定している委員会より前に審議してそこで決まってしまうということですね。公表されて、公表した時にはもう事は終わっているのですが、そうなると何かしっくりこないという気がします。

あともうひとつは文化庁が現に外に情報を出すなど言っているのは、それはそういう文章があるのでしょうか。それとも口頭でそういうようなきついお達しがあったのか、良くわかりません。それで過去の状況で言うと、過去の小田原市とか他の地域とかで言えば、あるいはつい最近の過去、3、4年近く前

の石丁場の時にもお話ししましたが、あの時は具申をする前に具申案の検討もここでやったわけです。一体いつから文化庁はそういう方針に変わったのか、よくわかりません。他の町や市では文化財保護委員会の席で国指定史跡になることが分かった場合などは話をしているというようなことを聞くことがありますし、その辺が、そう文化庁から言われていますというようなところがぐっと飲み込めない。要するに一切文化財課の職員の方が、国に上げる内容については全てやって、後は国がでは指定しましょうということになると、ここにいられる方とか、それぞれ専門の方というのは一体どういうふうになるのか、具申案を作る時に一体どれだけ専門性の方が関わっていくのかということが良くわかりません。

(事務局) お達しについてですけれども、通知は探したのですが見当たらないので口頭で言われている状況です。

他市の状況ですけれども、県にしか聞けなかったのですが、県のところではこういう委員会の中でそういう話はしていないというふうに聞いています。今まで私どもがやっていたような結果の報告だけということと聞いているような状況なので何とも言えません。情報というのが委員会の中にはないところなのかもしれませんけれど、やはりそういう意味では統制と言いますか、文化庁のお達しがあってその会議の中ではやっていないと回答をいただいています。

(委員) 茅ヶ崎市の場合だと、最初は検討委員会というのが別個に作られていて、保護委員会とは別だったのですけれども、そこで検討していたのは国の史跡になった後は文化財保護委員会の一部の下部機関みたいな形で検討委員会が付いているわけです。新しく国の史跡に指定しようという場合にはそういうところで検討が行われておりましたけれども、それがある程度できてしまうとそれが外れてくると。小田原の場合はそういう状態にずっとなっているわけです。

あと保護委員会と城郭整備委員会というのは上下とかそういうのではなくて、隣り合わせの委員会だということです。私は城郭のほうの委員会もやらせてもらっていますけれども、だから城郭整備委員会のほうを優先してという発言はちょっと。

(委員) この中で城跡整備委員会とだぶっている方はいますか。

(委員) 私だけです。

(事務局) 先ほど新規指定の江戸城石垣石丁場群について、この委員会にご審議をあげたかあげなかったかというお話がありましたけれども、早川石丁場群の場合は全く新しい国の史跡ということで、江戸城石垣石丁場、そういう答申を受けた形になりましたので、まず遺跡自体を一度文化財保護委員会に諮って、そこを確認していただいた上で文化庁にあげたという経緯があります。

一方、小田原城跡の場合は過去に国の史跡になっておりますので、基本的な史跡の価値というのはある程度確立されているわけです。あとは11次まで、11回の追加指定があったわけですがけれどもその積み上げになってきたということで、基本的な史跡としての価値は変わらないということで、そういった形のものを行ったことで早川石丁場群をこちらで審議させていただいたということです。

それからもうひとつですね、文化庁がかなり情報の部分を気にしているということに関しては、これは聞いた範囲の中では、あくまでも国の史跡を審議するのは国であると。国で審議される前に地元で史跡になると大きく盛り上がってしまうと審議自体に影響が出ると。そこは国の審議で答申が出たところまでは、大きく報道等することは自粛してくれということです。これまでも情報がもれかかったところで注意を受けたことがあるのですが、そういった事情が、法令上とかそういったものではなくて、そういった審議までにちゃんと答申が得られるようにと、そういった配慮があるということをお伺いしております。

(委員長) ケース・バイ・ケースというわけではないと思うのですが、やはり例えば今、岡本先生が言われたように茅ヶ崎の下寺尾官衛遺跡ですよね、やはりあれなんかは地元の人たちがずっとやっていたので、地元の文化財として。だからやはりその意見を聞く必要があったみたいなことであるでしょうし、国（文化庁）が最初から入っていれば国がそのままやっていたというような形があるのでしょうか。

(委員) 石丁場はかなり国の方がリーダーシップを取って、小田原から伊豆半島にかけての石丁場ということで、ある意味では国が計画を最初から企んで3自治体くらいにまたがってやったわけです。小田原の個別の大外郭はもう認知されていると言ったって、認知されているから例えば私有地のところは国の史跡になっているかと言ったらなっていないわけです。だからその中で、今回、指定すると、寄付があったからとか売却されたからということがあるでしょうが、そういう中で例えば百姓曲輪なんていうのは今回、住宅を建てるが故に初めて実態がわかったのですよね。

それについて、今までの小田原城に書かれている、例えば我々がやった大外郭調査の時には、あそこに入ると鍬を持って追いかけて、とてもじゃないけれど入れなかったです。それは近年までそうだったわけです。今回たまたま入れて発掘できて見学もできたわけですがけれども、それに対して完璧に特異な曲輪ですからね。それに対して具申をどうするのか、どうしたのかは未だに分からないわけです。

例えば後出しでもないわけですし、それからこれだけある小田原城と石垣山一夜城について、特に小田原城に追加された時に、今日は紹太寺を見学すると

か小田原市指定の場合にはマイクロバスで見学に行かれるということをやっておられるのだけれども、例えばこの3年間に5箇所、旧内野醤油店は置いておいて、4箇所あって石丁場は見ましたけれども、その後の大堀切東と大堀切西で指定があつて、百姓曲輪の指定があつたのだけれども、地元の文化財保護委員は指定されましたということの報告はあつたのだけれども実態は一切知らないという状態は普通に考えたらおかしいですよ。

地元の文化財保護委員の人がそういうことを知った上でいろいろな話の情報交換をしていると、行ったこともない見たこともない書類でこうなりました、そうですかということになれば小田原市の文化財保護委員をせっかくやっているのに、そういう機会に触れることもなし、単に出されたものをはいそうですかと言っているだけの話で、存在の意味をあまり感じないのです。

(委員長) この件につきましては国の方針もあるので、ここで市の文化財課でどうこうというのは難しいところがあるとは思いますが、これは継続的に懸案として、即答はできないかもしれませんが、委員としてはちょっと不満だなというところがあることは受け止めていただけると嬉しいなと思います。

(委員) その件で百姓曲輪を現在も緊急調査をやったので見せてもらいましたけれども、書類の成果を文化財課さんも見に行っていますよね。最近の調査の成果をここで紹介したほうが良いのではないかと思います。

もうひとつ、今日は話に出ていないのですが中世の集石墓という市の指定史跡なのですけれども、大水が出た時に山が崩れたということで現地を案内されたのですけれども、その報告もされた方が良くと思います。

(委員) 何でこんなにしゃかりきになっているかということ、小田原は小田原城の大外郭とか早期に国の文化財の指定を受けたのです。その小田原城というのがいかに日本の歴史の中で、城郭史の中で重要なところなのかという。小田原の城が立派だとか何だとかいうこともさることながら、今指定されているのは畑、山の中が大半ですが、日本城郭史における近世城郭の基本なわけです。そのことをきちんと市民も含めて認識しないと、そういうところに一切近づけないわけです。そういう情報の管理をすると。さっきの小田原市の教育と書いてある中に「郷土を誇りに」とか言っても、叩いて出る埃くらいしか出ないわけです。これからの小田原市が文化的に豊かになるかならないかというのは行政側の、決まるまでは内輪にしておいても、その後にやることはやっているのかと言ったらやっていない部分は大きいわけです。先ほどの話で言うと、文化部、教育長、管轄の一番足元の学校、その中で三の丸小学校の部分でグラウンドの脇に国指定史跡があつて、それを先ほどの紹太寺の桜ではないけれども、子どもが自由に乘れて崩れていく、反対側では住民が知らないうちにどんどんと土塁の裾を削っていくというような実態を城跡整備委員会でちゃんとやっているん

ですかということになる。

前にも言いましたけど、植栽委員会と城跡整備委員会は毎年文化財保護委員会に内容を報告しますと言っているのだけれども、報告されていないです。整備委員会と植栽委員会の実態がわからないわけです。というようなことを含めて、すごい大きな問題のその非常に重要な入口の部分が、指定する時の姿勢であったりするので、その後に絡んできて、ずっと静かに行ってしまうという、これだけ小田原の宝であり日本の宝であるものが静かに眠っているという、静かに眠っているだけで終わっているということがあるのでかっかしているわけです。

(委員長) いろいろと意見があると思いますが、こういうことを事務局も受け止めていただいて今後お願いします。

(事務局) 文化審に答申が終わった後は、マスコミにも発表しますし大々的に取り上げさせていただいているつもりではありますが、なかなか市民に浸透しきれていないかもしれませんので、これから西堀に立てたような看板を立てて周知を図っていく予定ですので、また大外郭の会の皆様なども総構えを公有地化したところも含めて探索ツアーなども企画していただいておりますのでそういった形でなるべく市民の方、そして愛好家の方に知っていただくような努力は今後も続けていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

(委員) 既に事務局にはお伝えしていることなのですが、市指定の近世文書は13件ほどあるんです。そのうち個人がお持ちの文書が6件ありまして、指定になっているものについては員数が例えば290とか473とか入っているのですが、同じ家でその文書が見つかるケースがあるみたいです。それについては近世文書の場合後で見つかるケースもあるので、数年置きに増加の状況なども確認して、指定になっているものの一部ですから、追加とか、そういう体制を作っていかなければいけないなというところで、その辺りのところを今後検討してみてください。

(委員長) 小田原市には、学芸員の方なども充実しておられるので、そういう方々の力も得て追調査も忘れずにお願いしたいと思います。

イ 「池の水全部抜きます」の現地ロケについて
事務局より、資料に基づく概要説明を行った。

【質疑応答】

(事務局) 情報提供になりますけれども、明日、天候が心配されるのですけれども、城址公園の中で水堀の清掃ということでテレビ東京系の「緊急SOS 池の水全部抜く大作戦」というかなり視聴率が高い番組なのですけれども、明日10時

から午後5時まで、お堀の住吉堀からお堀端の東堀に続くまで、ほぼお堀全部なのですけれども、郷土館の蓮のあるお堀を除きまして水位を下げて、外来の魚ですとか藻ですね、カナダモが繁殖してしまっていてすごいことになっているということで、テレビの番組の予算でその辺をイベント的にやっというということで決まっております、文化庁にも相談しまして、あと神奈川県教育委員会ですね、史跡の現状変更については庁内各課と文化庁とも調整して対応を取っています。

清掃にあたりましては史跡の保護と史跡の環境の向上を優先するということが了解を得ておりまして、小田原城の総合管理事務所が窓口になってやるのですけれども、多数のボランティアの方が今申し込まれて定員を締め切ったということで、明日はかなり賑わうのではないかとということで、そういうイベントがあるということでご承知置きいただければと思います。実際の放映は4月以降になるということで、市長も胴長をはいてお堀の中に入ることらしいので、収録が明日で実際の放映が4月以降ということでご関心がある方はテレビもちょっと見ていただければ、小田原城の良いPRにもなるということで情報提供でございます。

(委員) 前回の時に、具申がすでに終わって国指定史跡になったわけですが、百姓曲輪とか、その前の大堀切等がなっているのですけれども、次回に適度に、具申の関係は図面とかあるので結構分厚いわけでしょう。それを適度にコンパクトにしたものをお出しいただけることだったと思うのですけれども。

(事務局) 実際かなり分厚いもので、供覧できるような形ということでご審議をさせていただいたのですけれども。

(委員) コンパクトにしたものをお出しいただくという話ではなかったでしょうか。

(事務局) コンパクトにしたものというのはなかなか難しいので、意見具申書の写しは添付しておりますけれども。

(委員) どこに所在しているか、例えそうでなかったとしても、それが大変であるならばそういう話ならば多分出るだろうと思って待っていたのですけれども、例えば先ほどの市指定のことも含めてですけれどもレクチャーとして位置図などの資料があつて写真があつて、どなたか説明するというのをしてくだされれば分かり易い。

(事務局) 実際確認しましたら、28年第1回の文化財保護委員会で報告案件として百姓曲輪と東堀をあげておりまして、それを再度報告するものどうなのかなと思ひまして、資料として供覧できるようには準備してまいりましたので、もしお時間のある時にご覧いただければと思います。

(委員) もっと深く知りたければ私が見に行けば良いわけだけれども、要するに皆さんに共有するということがコンパクトにしたものを確か出していただけると

回答があったと思うのですが。

(事務局) 確認しましたら、コンパクトにした形のものは28年第1回の報告ですでにしてあるということで、意見具申書の写しなどは見やすいようにコピーしたものがあつたのですけれど、供覧で見ただけであれば良いかなと思つたのですが。

(委員) 追加指定をどんどんされているわけなので、3年位前に国指定史跡の位置を表示したものを委員さんに委員会で配つていただいたほうが、どこが指定されているかされていないか、どこが追加されているかわからないということなので、もしその具申の書類のコンパクトなものをお出しただけでないということであれば、どこを指定したかということをお席の皆さんが共有できるような形でお出しただければなつた。それは赤で指定地域を外郭図の中に書いたものがあるはずですから。

(事務局) だいたいこのような形の資料を28年度第1回でお示ししておりますので。

(委員) だからそういうものを出して、できれば今後も委員が代わるたびに先ほどの候補とかを毎年きちんと提示して、資料として出していただかないとわからないですということなんです。

(事務局) それは承知しておりますして、時宜を得たところで随時ご報告はさせていただいて、知らないうちに新聞に出ていたよということがないように情報共有させていただければと思つております。その時にも、全体の大外郭の中のこの地点を史跡指定するという形で、赤で記載するなどの対応をさせていただきたいと思つます。よろしくお願ひいたします。

(委員長) よろしくお願ひいたします。

(4) 現地視察 (追加)

ア 稲葉一族の墓所

(委員長) 時間が4時半ということで特になければ以上をもちまして議事を終了させていただきたいのですが、どういたしましょうか。これから(視察に)行つてももう真っ暗になつてしまつますが、次の回にはいかがでしょうか。次の回というのはまた決めていただければと思つますが、長く延びたとしても11月の時にこの3件について見学する時にでも行けますし、その前でももし機会があれば有志などでも良いので、その辺のところは調整してください。

(事務局) 秋には寶泉寺に行きますので、そこと一緒には回つことは可能かと思つます。ただ半年くらい先になつてしまうので、その辺がいかがかなとは思つますが。

(委員) できれば新規に市指定であろうが、国指定であろうが、史跡指定されたものについては回る機会を設けてもらつて、石丁場のようにというのはあれだけ特異な事例だつたようですが、できれば新規に国指定であろうが市指定であろう

が、国指定の場合は後、市指定の場合は事前という違いはあっても実際の現場を見た上で、単なる土の凸凹だけだけれども、その中で例えば事務局が説明してくれるとかいうことがないと多分わかりません。

(委員長) それではそれも含めてご検討ください。それでは事務局にお戻しいたします。

(事務局) それでは長時間にわたりご審査いただきましてありがとうございました。これもちまして閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

以上